

建築基準法に基づく確認申請等および建築物省エネ法に基づく省エネ適判等に係る手数料について(R7.4.1～)

- 令和7年4月1日以降に着工する全ての建築物については、原則建築物エネルギー消費性能基準への適合が必要となります。
- 表1および表2は、奈良県手数料条例で定める手数料の概要です。手数料の詳細については奈良県手数料条例別表第一をご確認ください。
- 奈良県手数料条例で定める手数料は奈良県に申請書を提出する場合に適用されます。
本県以外の機関(奈良市・橿原市・生駒市・民間審査機関等)の手数料については各機関にお問い合わせください。
- 省エネ適判を受けない建築確認申請であっても、申請の際には表1の他、表2に記載の手数料が必要となる場合があります。

※ 奈良県への申請時に要する手数料の参照例

- ・ 省エネ適判を受けず、省エネ基準への適合性審査を併せて行う(仕様基準を用いた)建築確認申請にかかる手数料
→ 表1のA欄に掲げる手数料額 と 表2のC欄に掲げる手数料を合わせた額
 - ・ 特定建築行為に係る建築物(注1)の完了検査申請に係る手数料
→ 表1のB欄に掲げる手数料額 と 表2のD欄に掲げる手数料を合わせた額
- (注1) 建築基準法第六条の四第一項第三号に掲げる建築物の建築に該当するものを除いた、建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物

表1 建築確認(計画変更)・中間検査・完了検査申請手数料

申請対象 工作物	床面積A[m2]	A		中間検査 申請手数料[円]	B	
		確認申請手数料[円]			完了検査申請手数料[円]	
		構造計算無	構造計算有		中間検査有	中間検査無
建築物	A ~ 30	16,500	23,200	19,800	18,300	21,400
	30 ~ A ~ 100	24,300	36,300	24,400	24,400	25,900
	100 ~ A ~ 200	35,100	54,200	32,100	32,100	35,100
	200 ~ A ~ 300	47,300	81,100	47,100	47,100	51,600
	300 ~ A ~ 500	101,000		59,400	59,400	65,100
	500 ~ A ~ 1,000	150,000		85,700	80,700	90,700
	1,000 ~ A ~ 2,000	217,000		121,000	121,000	132,000
	2,000 ~ A ~ 5,000	370,000		183,000	200,000	216,000
	5,000 ~ A ~ 10,000	440,000		268,000	268,000	285,000
	10,000 ~ A ~ 50,000	661,000		408,000	375,000	392,000
50,000 ~ A	983,000		777,000	670,000	685,000	

申請対象 工作物	確認申請 手数料[円]	変更確認申請 手数料[円]	中間検査 申請手数料[円]	完了検査申請手数料[円]	
				中間検査有	中間検査無
昇降機	15,100	9,900	17,000	17,000	19,000
小荷物専用昇降機	8,500	6,700	12,000	12,000	12,000
工作物	13,000	8,400	13,000	—	13,000

※ 確認申請手数料及び完了検査申請手数料の床面積Aの算定方法については奈良県手数料条例施行規則第7条及び第8条を参照してください。
※ 建築物に係る中間検査申請手数料の床面積Aは「中間検査を行う部分の床面積」を指します。

表2 省エネ適判審査(計画変更、軽微変更該当証明)申請手数料・完了検査時加算手数料

申請部分の 用途	申請部分の算定床面積 A[m2]	省エネ適判審査等手数料[円]				完了検査時加算手数料[円]	
		標準計算/標準入力法		仕様基準/モデル建物法		完了検査時加算手数料[円]	
		工場等以外	工場等	工場等以外	工場等	工場等以外	工場等
戸建住宅	A ~ 200	37,600		20,300		8,100	
	200 ~ A	41,800		21,700		8,400	
共同住宅	A ~ 300	73,600		36,200		13,000	
	300 ~ A ~ 2,000	121,000		61,100		28,000	
	2,000 ~ A ~ 5,000	205,000		109,000		47,100	
	5,000 ~ A ~ 10,000	293,000		164,000		69,000	
	10,000 ~ A ~ 25,000	574,000		298,000		123,000	
	25,000 ~ A ~ 50,000	1,014,000		503,000		205,000	
50,000 ~ A	1,863,000		881,000		356,000		
非住宅	A ~ 300	238,000	25,800	92,300	21,700	49,500	14,200
	300 ~ A ~ 1,000	297,000	34,100	117,000	29,600	61,600	18,000
	1,000 ~ A ~ 2,000	383,000	46,600	153,000	41,100	79,900	23,900
	2,000 ~ A ~ 5,000	545,000	107,000	247,000	101,000	127,000	53,600
	5,000 ~ A ~ 10,000	671,000	158,000	321,000	150,000	164,000	78,500
	10,000 ~ A ~ 25,000	793,000	195,000	386,000	186,000	196,000	96,500
	25,000 ~ A ~ 50,000	904,000	240,000	452,000	231,000	229,000	119,000
50,000 ~ A	1,127,000	332,000	585,000	320,000	296,000	163,000	

※ 複合用途の建築物にあつては手数料額の組み合わせが必要となります。
例) 店舗付共同住宅の場合、認定申請に係る建築物の部分に合わせて共同住宅と非住宅の手数料額を組み合わせた申請手数料が必要となります。
※ 省エネ適判審査及び完了検査時加算手数料の床面積Aの算定方法については奈良県手数料条例施行規則第9条及び第11条を参照してください。